

られ、それ以下では鑿注連か輪注連が用ひられた。町家でも輪注連を用ひたが、『真宗の信徒はそれを飾らなかつた。士家では各室毎に間縄と稱する輪注連が吊され、井戸・臼・竈にまでそれを飾つた。

カサヲドリ 笠踊 江沼郡山中温泉で、藩政時代に盃盞盆に際し、湯壺を圍んで行うた踊であるが、後には産土神の境内に於いてすることにした。

ガサンシヨウセキ 峨山紹碩 鳳至郡曹洞宗總持寺二代の住持。羽咋郡瓜生の産。十六歳にして叡山に登り剃髮受戒し、後鑿山紹瑾に大乘寺に謁して衣を更へ、尋いで紹瑾の永光寺に移るに及んで隨從し、元亨元年秋入室して所傳の衣法を附せられ、正中元年に至りて總持寺を繼ぎ、興國元年(曆應三)永光寺を兼ね置したが、正平十八年(貞治二)永光寺の席に臨み、後退隠して總持寺に歸り、二十年(貞治四)十月二十日寂した。世壽九十一、門下の俊親に大源宗眞・通幻寂靈・無端祖環・大徹宗令・實峰良秀があり、之を五傑又は五哲と稱した。峨山の著には山雲海月等數種がある。その詩は未だ之を見ぬが、寂する時の遺偈は『合・成皮肉。九十一年。夜來依。舊。横。身。黃。泉。』といふのであつた。

ガサンマツ 峨山松 羽咋郡敷浪の往還にあつた。能登名跡志に『往來に峨山松とて古木一木有。今誤りて枝葉異なる故笠松といへり。是は峨山和尚凡俗の時、強盜なりし物見の松なる故、峨山松といふ由。』と記する。

ガサンミチ 峨山道 峨山紹碩が鳳至郡惣持寺から鹿島郡永光寺に通ふ時に選んだ捷路をいふ。門前から鬼屋・小石(又は内保)・大角

間・切留・今田・西谷内・中島を経て、田鶴濱から西街道を取るものである。能登名跡志に、『峨山和尚此寺(永光寺)の勤を仕廻ひ、惣持寺へ行き毎朝勤めありしとして、共通ひ給ひし道というて、所々の山中に峨山道といふあり。今に草生せず。此酒井より櫛比までは十五里あり。』とある。

カシ 下士 ↓シヅク 士族。カジ 火事(加賀藩) 金澤に於ける火災の主なるものは概ね左の通りである。(一)慶長の火災—慶長七年(一)に十年に作るものは非であらう。十一月晦日、金澤城天守閣に雷火起り、烈風の爲大臺所に延焼して、本丸の屋宇悉く烏有に歸し、火藥庫も亦爆發した。この後天守の築造を廢し、三層の櫓樓を以て之に代へた。

(二)元和の火災—元和六年十一月廿四日(一)に元和三年とし、又十二月廿四日に作るもの皆非。夜長局圍爐裏より失火して、金澤城再び災に罹る。この時利常夫人は難を興津内記の邸に避け、利常は北丸山崎光式の邸に入つたが、翌日更に横山長知の家に轉じた。

(三)寛永の火災—寛永八年四月十四日城下法船寺前から出火し、河原町・岸川大橋を焼き、仙石町から堂形に出で、城内辰巳矢倉・本丸等を焼失せしめた。こは大原次右衛門の家來が放火したによるもので、後に泉野で火刑に處せられた。この後殿閣を二丸の地に建てることとし、辰巳用水を岸川から引いて防火に便じた。

同十二年五月九日拂曉城下河原町の後地から出火し、河原町・堅町・石浦町・南町・堤町・尾張町・新町・中町から、大膳屋町を経て田井口

に押廻し焼失した。災後大に町割の變更が行はれた。(四)寛文の火災—寛文十一年九月廿六日近江町悉く災に罹つた。(五)延寶の火事—延寶五年二月十九日(一)に四年に作るものは非である。午刻過菊池十六年奥力三社町川島覺右衛門から出火、古道町に飛火し、折違町から宮腰口に焼抜け、加藤圖書上地町・曹洞宗放生寺類焼。又一面折違町から六枚町に分かれ、安江木町・柳町・南六枚町・北六枚町・島田町・川原兵庫上地町・馬廻町・安江木町の後侍町焼失。玉井勘解由上下屋敷残らずを焼き、白鬚持明院で留つた。折違焼といふものは是である。

(六)元祿の火災—元祿三年三月十六日夜丑刻、新野町高橋儀兵衛の家より出火し、家數九百餘を失うた。後石坂町矢作屋長右衛門の焚火によることが判明して、長右衛門を泉野に於いて磔刑とした。

同年三月十七日辰刻左近橋の西なる堀宗叔の家から出火し、街尾大極まで焼通り、十八日鎮火した。昨日の火災と共に、焼失の家數六千五百九十八。内侍屋敷及び家中共千七百廿一軒、町數八十二、町家四千八百九十九、寺院六十八、橋五十六。焼死六人。

同年三月廿四日吹屋町から出火。延燒三百一十軒、焼死四人。(七)寶永の火災—寶永三年二月五日申刻中町より出火。下今町・尾張町・新町まで延燒九十七軒。亥の下刻鎮火。

同六年三月十日夜東本願寺末寺前より出火、御堂並びに象眼町焼失、翌日辰の刻鎮火。家數二百七十七軒焼失。

同七年三月十二日卯辰來教寺より出火。觀音町・四丁木町・森下町・關助馬場まで延燒して、七百二十軒を焼失した。(八)享保の火災—享保二年二月十三日寅刻近江町から出火し、博勞町・袋町・新町・尾張町の内百七十軒焼失。辰の刻鎮火。

同三年四月六日巳刻小立野横山刑部家中より出火、天徳院門前町・如來寺・經王寺・興力町・足輕町悉く焼失。延燒百五十七家。

同十六年三月朔小立野前田大炊家來の家より出火、延燒千三百一十一家。

同十八年四月廿六日晝四時傳馬町から出火、川南町・河原町・大工町・十三間町・足輕町等延燒七百九十五家。

同年四月廿八日夜九時岸川雨寶院より出火、野町・石坂町等延燒五百三十七家。

同十九年三月五日夜九時覺源寺前より出火、御臺所町まで延燒三百餘家。

同年七月廿五日夜百姓町より出火、延燒百三十餘家。(九)元文の火災—元文元年四月五日石浦新町より出火、延燒九十餘家。

同年四月七日晝九時前卯辰蓮昌寺町より出火、寺社六十、同門前地七十軒、町家二千八十軒、士二軒、郡地二百軒、その他陪臣の邸宅等を併せて、延燒三千四百九家。

(十)寛保の火災—寛保元年三月七日夜寶園寺前より出火、延燒六十家許。(十一)延享の火災—延享元年三月十八日晝大極より出火、延燒八十八家。(十二)寶曆の火災—寶曆七年正月八日夜金澤城内越後屋敷の長屋出火。同八年八月四日大家免より出火、延燒二百餘